

参考資料

参考資料

参考資料

参考資料

参考資料

1 策定までの経過

■策定までの経過

日 付	会議等	検討内容等
令和4年（2022年）度		
7月13日	都市計画審議会（第1回）	・都市計画マスタープランの改定予定について報告
9月	市民意識調査の実施	・9月29日～10月21日、回収率：41.4%（1,242票）
1月26日	都市計画審議会（第2回）	・都市計画審議会常務委員会の設置について ・都市計画マスタープラン改定に向けた取組について
令和5年（2023年）度		
5月18日	庁内連絡協議会（第1回）	・スケジュールと検討体制について ・改定骨子案について
5月22日	常務委員会（第1回）	・スケジュールと検討体制について ・改定骨子案について
7月10日	都市計画審議会（第1回）	・常務委員会での議論の状況について報告
11月6日	常務委員会（第2回）	・前回常務委員会における主な意見と市の考え方について ・都市計画マスタープランの改定骨子案（第2章～第3章）について
1月29日	都市計画審議会（第2回）	・常務委員会での議論の状況について報告
3月28日	常務委員会（第3回）	・前回常務委員会における主な意見と市の考え方について ・都市計画マスタープランの素案（序章～第3章）及び骨子案（第4章）について
2月	オープンハウスの実施	・2月4日 おにクル（参加者：187人） ・2月7日 イオンタウン茨木太田（参加者：41人） ・2月14日 イオンモール茨木（参加者：66人） ・2月17日 市役所南館（参加者：25人） 〈計319人〉 ・WEB アンケート（回答者：44件）
令和6年（2024年）度		
5月16日	庁内連絡協議会（第2回）	・都市計画マスタープランの検討状況について
5月20日	意見照会（庁内）	・都市計画マスタープラン（素案）について
7月4日	常務委員会（第1回）	・前回常務委員会等における主な意見と市の考え方について ・都市計画マスタープラン（素案）について
7月17日	都市計画審議会（第1回）	・常務委員会での議論の状況について報告
8月15日	委員個別意見聴取	・都市計画マスタープラン（素案）について
10月11日	意見照会（庁内）	・都市計画マスタープラン（案）について
10月21日	常務委員会（第2回）	・前回常務委員会等における主な意見と市の考え方について ・都市計画マスタープラン（案）について
11月1日	意見照会（大阪府）	・都市計画マスタープラン（案）
11月13日	都市計画審議会（第2回）	・常務委員会での議論の状況について報告
11月22日	政策推進会議	・パブリックコメント案の報告
11月	パブリックコメント	・11月27日～12月26日
2月17日	都市計画審議会（第3回）	・都市計画マスタープラン（答申案）について

■茨木市都市計画審議会・常務委員会委員（令和5年度以降の在籍委員）

区分	氏名	職・経歴	備考
学識経験のある者	澤木 昌典	大阪大学名誉教授	会長
	吉田 友彦	立命館大学政策科学部教授	会長代理
	岡井 有佳	立命館大学理工学部教授	
	長谷川 路子	追手門学院大学経済学部講師	
	吉田 長裕	大阪公立大学大学院工学研究科准教授	
	富田 陽子	弁護士	
	栗尾 尚孝	茨木商工会議所副会頭	
市議会議員 (都市計画審議会のみ)	朝田 充		令和5年度
	安孫子 浩子	市議会副議長（令和5年度）	令和5年度
	稲葉 通宣	市議会副議長（令和6年度※ ¹ ）	令和6年度※ ¹
	岩本 守		令和6年度※ ¹
	円藤 こずえ		令和5年度
	大嶺 さやか		令和6年度
	大村 卓司	市議会副議長（令和6年度※ ² ）	令和5・6年度
	桂 睦子		令和5年度
	川口 元気		令和6年度※ ²
	河本 光宏		令和5年度
	坂口 康博		令和6年度※ ¹
	下野 巖	市議会議長（令和5年度）	令和5・6年度※ ¹
	辰見 直子		令和6年度※ ²
	塚 理		令和5年度
	永田 真樹		令和6年度※ ²
	西野 貴治		令和6年度※ ²
	西本 睦子		令和6年度
	長谷川 浩	市議会議長（令和6年度※ ¹ ）	令和5・6年度
	福丸 孝之	市議会議長（令和6年度※ ² ）	令和6年度
	山下 慶喜		令和5年度
	米川 勝利		令和6年度※ ¹
	和田 美紀		令和6年度※ ²
関係行政機関の職員	小山 卓爾郎	茨木土木事務所長	
市民	諸橋 理江		
	藤本 尚久		
専門委員 (常務委員会のみ)	石原 凌河	龍谷大学政策学部准教授	防災
	加我 宏之	大阪公立大学大学院農学研究科教授	みどり
	松本 邦彦	大阪大学大学院工学研究科助教	地域づくり

※1：令和7年2月6日まで、※2：令和7年2月7日から

2 用語集

●あ行

ウェルビーイング（Well-being）

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。豊かさ、幸福。

ウォークابل

居心地が良く歩きたくなる環境であること。世界中の多くの都市で、道路空間を車中心からひと中心の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使用して、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組が進められている。

エリアマネジメント

一定のエリアを対象として、開発だけでなくその後の維持管理・運営まで考えながら、行政主導ではなく地域住民・事業主・地権者などが幅広くかつ主体的に取り組むことにより、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための手法。

オープンスペース

公園・広場、河川、山林など、建物によって覆われていない土地の総称。また、市街地では建物の敷地内に確保された開放性の高い、まとまった広さの空地や空間。

オープンハウス

説明パネルなどの展示とあわせ、担当者が参加者からの質問や意見などに随時対応する形式の説明会のこと。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、対流圏オゾン、メタンなどが該当する。

●か行

カーボンニュートラル（炭素中立）

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を

ゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しており、その達成のためには、温室効果ガスの排出削減・吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

開発許可制度

無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境を確保・維持するための都市計画法第 29 条に基づく都市計画制限の一種。

関係人口

移住してきた定住人口や観光で訪れた交流人口ではない、地域に多様に関わる人口（地域内にルーツがある人、過去に勤務や滞在をしたことがある人など）のこと。

交流人口とは、定住人口ともいわれる住所地人口とは異なり、通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光など人々の交流によりその地を訪れた人口のこと。

既存ストック

これまでに整備されてきた市街地やその中の建築物、土地、道路、公園などの都市施設全般のこと。

協働

市民、事業者、NPO、大学、行政などが公平な役割分担のもとに、協力しあいながら取り組む活動のこと。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

近隣住区

1924 年にクラレンス・アーサー・ペリーによって体系化された住宅地の単位。1つの小学校を必要とする人口規模を幹線道路によって囲い、その範囲内にコミュニティを指させる小学校、境界、コミュニティセンター、公園などを配置する。

区域区分

都市計画によって、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分すること。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制 等）を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取組。

ハード面とは、施策の目的を達成するために道路やダム建設など「モノをつくる」こと。

ソフト面とは、制度など「モノづくりの仕組みづくり」や「モノの利活用」すること。

景観行政団体

景観計画の策定など景観法に基づく景観行政を行う地方公共団体であり、都道府県、政令市、中核市のほか、都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村をさす。

景観協定

地域に合った地域のより良い景観の維持・増進を図るために、景観計画で定められた制限を加えることが可能な景観法に基づく制度（景観計画の内容を緩和することはできない）。なお、土地所有者全員の合意が必要であり、有効期限も設けることとなっている。

景観計画

景観行政団体が、良好な景観形成を図るため、その区域、良好な景観形成に関する基本方針、行為の制限に関する事項（行為ごとの景観形成基準）などを定め、届出・勧告などにより、景観上の規制誘導を行っているもの。

建築協定

住宅地としての環境または商業地としての利便を高度に維持・増進するなど、建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するための建築基準法に基づく制度。

公共空間（パブリックスペース）

個人に属さない公（おおやけ）の空間。公的に整備された空間だけでなく、一般に開放されている

公共性の高い空間も含まれる。

交通結節機能（交通結節点）

異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡し、乗り換え・乗り継ぎできる機能とその施設。交通結節点の具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などがある。

高度地区

用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区。

国土軸

文化と生活様式を創造するための基礎的条件である気候、風土、文化蓄積、アジア、太平洋地域に占める地理的特性において共通性を有する地域の連なりからなり、国土の縦断方向に形成される軸上の圏域。

本市は、国土軸のうち、太平洋ベルト地帯（第一国土軸）とその周辺地域である「西日本国土軸」、新名神高速道路や京奈和自動車道などで形成される、おおむね府外の外周を通る広域レベルの軸である「関西大環状軸」の軸線上にある。

コミュニティ

生活地域や特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団のこと。

●さ行

サーキュラーエコノミー（循環経済）

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動。

サードプレイス

アメリカの社会学者レイ・オルデンバーグが提唱したもので、人は人生において、「第1の居場所」である家族、「第2の居場所」である職場や学校のほかに、「第3の居場所」として居心地が良い場所が必要であるという概念。そこに行けば誰かとゆるやかに交流できる、コミュニティの核となる場

所が都市の魅力を高め、豊かな生活をもたらすとされている。

再生可能エネルギー

電気のエネルギー源として、永続的に利用できることが認められている太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスをさす。

里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。多様な動植物の生息・生育空間となっており、人間の働きかけを通じて環境が形成されている。

シェアモビリティ

自動車や自転車、電動スクーターなどの乗り物を複数の人が共有して利用する移動手段をさす。

市街化区域

都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

事前復興

復興事前準備の取組に加え、被災後の復興事業の困難さを考え、災害が発生した際のことを想定して、被害を最小化するための都市計画やまちづくりを推進し、事前に復興まちづくりを実現することで、災害に強いまちにしておくこと。

社会実験

新たな施策や技術などを導入する前に、地域や期間を限定した実験を行い、その効果や問題点を明らかにすること。

所有者不明土地

相続などの際に土地の所有者についての登記が行われていないなどの理由により、不動産登記簿を確認しても所有者が分からない土地、又は所有者が分かっているものの所在が不明で所有者に連絡がつかない土地のこと。管理されず放置された土地は、周辺環境や治安の悪化を招いたり、防災対策や開発などの妨げになったりする。

生活圏

人が行動する範囲・地域をさし、日常生活とその延長（遠出しない余暇など）を営む空間。空間の大きさは、個人の考え方や移動の自由、生活スタイルなど、圏域を設定する目的により、その定義は異なり、一律には定義はできない。

生産緑地

生産緑地法に基づき、農業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、市街化区域内の農地を保全するために都市計画に定めるもの。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。多様な環境の中で生物がつながりあって生きている「生態系の多様性」、多くの種類の生物がいる「種の多様性」、同じ種類の生物でも異なる遺伝子を持つ「遺伝子の多様性」の3つの多様性がある。

総合計画

長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画で行政の各分野における計画や事業展開の指針になるとともに、市民と行政の共通の将来目標となるもの。

ソーシャル・キャピタル (Social capital)

人々の協調行動が活性化することにより社会の効率性を高めることができる。信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の特徴。社会関係資本。

ゾーニング

土地利用計画において、用途ごとに区分された一団の地域又は地区。

●た行

大規模集客施設

劇場、映画館、演劇場若しくは観覧場または店舗、飲食店、展示場、遊技場、その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 ㎡を超えるもの。

脱炭素社会

地球温暖化の原因の1つと考えられる二酸化炭

素の排出量を実質ゼロにする社会。

地域コミュニティ

コミュニティのうち、特に、共通の生活地域（通学地域、勤務地域を含む）の集団によるコミュニティのこと。

地域地区

都市計画法に基づく都市計画の一種で、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などに必要な制限を課して、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現するための制度。

地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇すること。地球温暖化が進行すると、平均海面水位の上昇、異常気象の増加、生物種の減少、感染症の拡大など、人や環境へのさまざまなリスクが増大することが予測されている。

地区計画

地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、特定の地域を対象として、建築物に関するきめ細やかなルールと生活道路や公園などの公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。

長期優良住宅

環境への負荷を低減するとともに、建替えに係る負担を軽減するなど、長期にわたり良好な状態で使用するための構造及び設備について講じられた優良な住宅のこと。

長寿命化

施設の予防保全的な管理や計画的な改善などにより既存ストックを最大限活用し、事故の未然防止及び耐用年数の延伸によるライフサイクルコストの最小化を図ること。

定住人口

その地域に定住している人口のこと。夜間人口とほぼ同一になる。

低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、

ならず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況等）が低い「低利用地」の総称。「未利用地」の具体例としては、空き地、空家、空き店舗、工場跡地などが挙げられ、「低利用地」としては、暫定的（一時的）に利用されている資材置場や青空駐車場等が挙げられる。

田園都市

19世紀末にイギリスの都市計画家エベネザー・ハワードが提唱した都市計画の理念で、都市の利便性と農村の自然環境を融合させた理想的な都市を意味する。

特定生産緑地

生産緑地の指定から30年経過し効力を失う農地について、所有者の意向をもとに、10年ごとの更新制として良好な農業環境を継続することができる農地。

都市機能

都市のもつさまざまな働きやサービスのことで、商業・業務、住宅、工業などの諸活動によって担われる。

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市基盤施設

都市の骨格を形成、円滑な都市活動を確保し、良好な環境を維持するための施設。

都市空間

都市活動の場となる空間。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために策定される計画で、土地利用、都市施設、市街地開発事業に関する計画を総合的・一体的に定めることにより、市民が安全で、住みやすく、働きやすい都市を目指して策定するもの。

都市計画区域

自然的、社会的条件などを勘案して、一体的な都

市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として定める区域。本市は、北部大阪都市計画区域に指定されている。

都市計画区域マスタープラン

都道府県が市町村との役割分担のもと、広域的、根幹的な視点から都市計画の目標、区域区分、主要な都市計画の決定など、都市計画の基本的な考え方を定めたもの。

都市計画提案制度

土地所有者やまちづくりNPO、まちづくりのための開発事業の経験知識のある団体などが、一定の条件を満たした場合、必要とする都市計画の決定や変更について、都道府県又は市町村に提案を行うことができる制度。

都市計画道路

都市計画において定められる都市施設で、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類がある。

都市計画マスタープラン

市町村は、市町村の建設に関する基本構想（総合計画）及び都市計画区域マスタープランに即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとされている。市町村が地域に密着した都市計画を進めるうえで、創意工夫の下に住民の意見を反映させて、都市づくりに関して具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、整備方針などを自らの都市計画のマスタープランとして総合的に定めたもの。

都市構造

都市を形づくっている交通ネットワークや土地利用などの物理的な構造で都市間の骨組みとなるもの。

都市再生推進法人

都市再生特別措置法に基づき、市町村が指定する地域のまちづくりを担う法人。都市再生整備計画の提案、エリアマネジメント融資などができる。

都市施設

道路、公園・緑地、下水道など、都市での生活や生産活動を繰り広げるうえで共同で利用する根

幹的な施設のことで、都市の骨組みを形づくっている。

土地区画整理事業

都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

●な行

二地域居住

都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルの1つ。

ネイチャー・ベースド・ソリューション（Nature-based Solutions）

社会、経済、環境課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらし、自然又は改変された生態系の保護、保全、回復、持続可能な利用、管理のための行動のこと。自然を活用した解決策。

ネイチャーポジティブ（自然再興）

用語に関する厳密な定義は定まっていないが、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」という基本認識は一致しており、「G7 2030 年自然協約」や、昆明・モンリオール生物多様性枠組においてその考え方が掲げられている。

●は行

パークマネジメント

公園づくりの基本理念と目標を達成するため、従来の行政主導の事業手法から転換し、市民・NPO・事業者などと連携しながら整備、管理していくこと。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被害想定区域や避難場所・避難経路の位置などを表示した地図。

バリアフリー

ユニバーサルデザインの考え方を包括し、高齢者や障がいのある人にとって障壁となる、段差などの物理的な障がい除去された空間や環境のこと。

ユニバーサルデザインとは、あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人権などに関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

復興事前準備

平常時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。

プラットフォーム

行政のみならず、市民、事業者、NPO、大学など地域の多様な主体が地域の諸課題を共有し、まちづくりを推進していくための協議組織のこと。

防火地域・準防火地域

建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、火災の延焼を防止することを目的とする。都市の不燃化を効果的に促進するため、防災対策上重要な機能を果たすべき施設及びその周辺地域や木造密集市街地など防災上の課題を有する地域などに指定される。

防災拠点

地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援・救護などの災害応急活動の拠点となる施設・空間のこと。

防災指針

コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの回避・低減のための方針や対策を位置づけ、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むために作成されるもの。居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災に関する機能の確保に関する指針となり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるもの。

●ま行

緑・みどり

「緑」は、周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地など、個々の緑のこと。

「みどり」は、個々の緑に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなども含む。

モビリティマネジメント

当該の地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組。

●や行

用途地域

秩序ある土地利用を誘導し、住居、商業、工業など、市街地の大枠としての土地利用を定めるため、都市計画法に基づき建物用途を制限するもの。

●ら行

ライドシェア

自動車の相乗りサービスをさし、一般のドライバーが個人の所有する車を使って、他の人を目的地まで運ぶ有償のサービスのこと。

ライフサイエンス

生命現象の解明及びその成果の応用に関する総合的科学技術。大阪府では、医薬品、医療機器、再生医療などの「ライフサイエンス産業」を成長産業に位置づけ、成長を促進することで、大阪産業の国際競争力の更なる向上を目指している。

ライフスタイル

生活の様式や営み方に加え、人生観や価値観、習慣などを含めた個人の生き方や考え方のこと。

立地適正化計画

平成26年（2014年）8月の都市再生特別措置法の改正により人口の急激な減少と高齢化を背景として、新たに創設された制度。市町村が立地適正化計画を策定し、居住誘導区域及び都市機能誘導区域などを定めることで、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図り、「コンパクト・プラ

ス・ネットワーク」のまちづくりを促進する。

コンパクト・プラス・ネットワークとは、人口減少社会において、それぞれの地域内において各種機能をコンパクトに集約すると同時に、各地域が公共交通などのネットワークでつながることによって、一定の圏域人口を確保し、生活に必要な機能を維持すること。

リノベーション

既存建物に大規模な改修工事を行い、その機能を向上させたり価値を高めたりすること。

リモートワーク

会社に出社することなく、自宅など会社のオフィス以外の場所で仕事をする事。

流域治水

河川区域や氾濫域及び集水域を含めた流域全体で治水を行うこと。

流通業務市街地

流通業務施設（トラックターミナルや倉庫など）を集約的に立地させることにより、流通をスムーズに行うことを目的として作られた地域。

レジリエンス

さまざまな危機からの回復力、復元力、強靱性（しなやかな強さ）のこと。

●わ行

ワークショップ

参加者が自由に意見を出し合うことで、思いの共有を行う話し合いの場で、地域のまちづくりの現場などで使われている。

●英数字

MaaS（マース）

Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済などを一括で行うサービスであり、観光や医療などの目的地における交通以外のサービスなどとの連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資す

る重要な手段となる。

PPP

Public Private Partnership の略。公共施設等の建設、維持管理、運営などを行政と事業者が連携して行うことにより、事業者の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化などを図るもの。

SDGs

Sustainable Development Goals の略。2015 年（平成 27 年）の国連サミットで採択された、2030 年（令和 12 年）までを期間とする国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットを定めたもの。

ZEB（ゼブ）

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）の略。快適な室内環境を実現するとともに、維持管理等を行う際に消費するエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

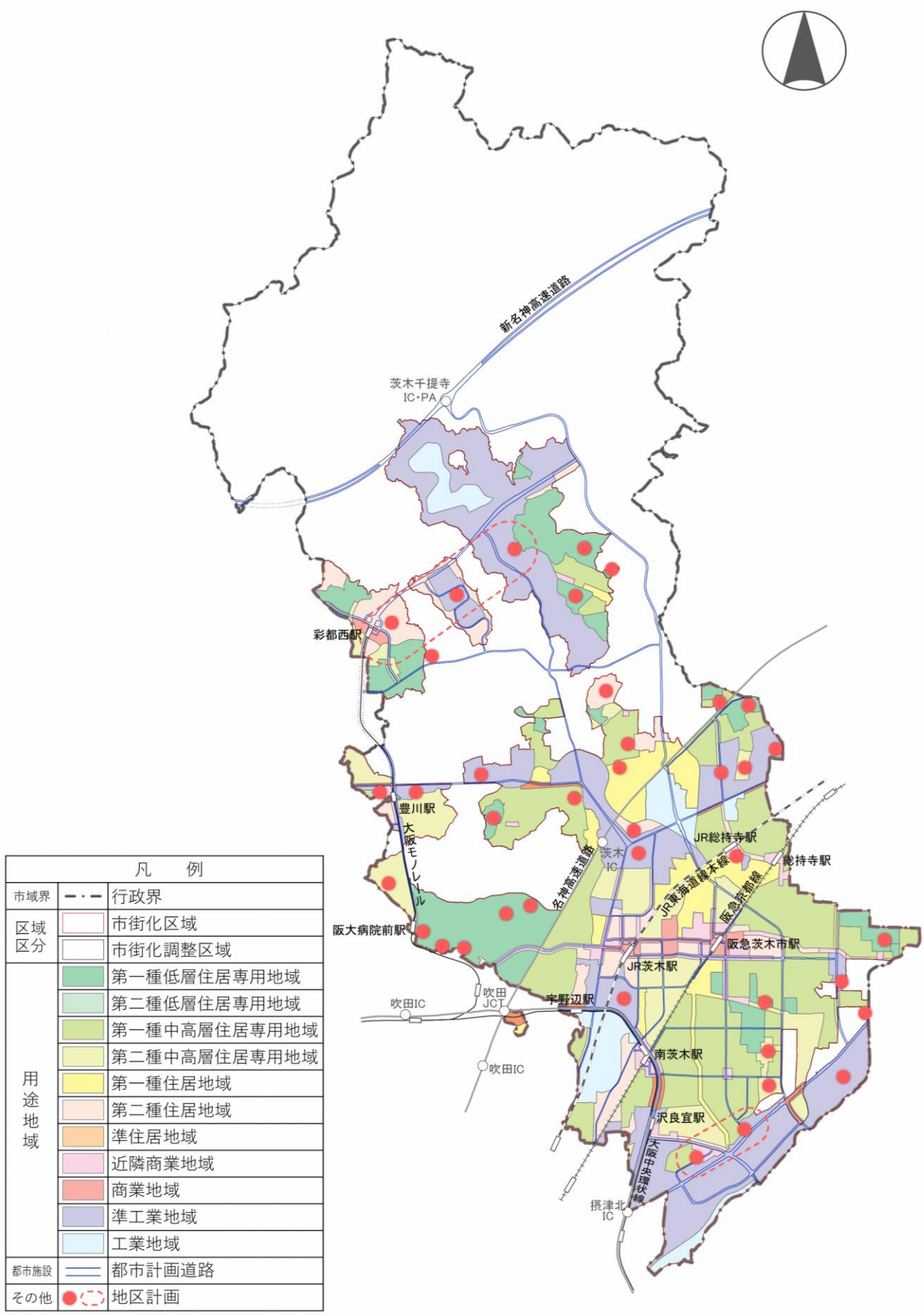
ZEH（ゼッチ）

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。高断熱・高気密化、高効率設備によって使用するエネルギーを削減しながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギーがおおむねゼロ以下になる住宅。

6次産業化

農業や水産業などの第 1 次産業が、食品加工（第 2 次産業）、流通・販売（第 3 次産業）にも業務展開している経営形態のこと。また、このような経営の多角化を 6 次産業化という。

3 都市計画図



(令和 7 年 3 月末時点)

茨木市 都市整備部 都市政策課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号

電話：072（620）1660 メール：toshi@city.ibaraki.lg.jp

